

○ 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）（第十条関係）

改正案	現行
<p>（調整後少数株主持分の額及び調整項目の額の算出方法） 第五条（略）</p> <p>2 前条第二項第二号に掲げる自己保有普通出資等の額は、信用協同組合等又は連結子法人等が当該信用協同組合等又は連結子法人等の普通出資等（普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）又は非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）をいい、自己優先出資に該当するものを除く。）を保有している場合（法人等（令第三条第一項第一号ロに規定する法人等という。以下同じ。）であつて、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない者（以下この条において「連結範囲外の法人等」という。）に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該普通出資等（次項及び第八条第二項第五号において「自己保有普通出資等」という。）の額とする。</p> <p>3～13（略）</p>	<p>（調整後少数株主持分の額及び調整項目の額の算出方法） 第五条（略）</p> <p>2 前条第二項第二号に掲げる自己保有普通出資等の額は、信用協同組合等又は連結子法人等が当該信用協同組合等又は連結子法人等の普通出資等（普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）又は非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）をいい、自己優先出資に該当するものを除く。）を保有している場合（法人等（令第三条の二第二項に規定する法人等という。以下同じ。）であつて、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない者（以下この条において「連結範囲外の法人等」という。）に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該普通出資等（次項及び第八条第二項第五号において「自己保有普通出資等」という。）の額とする。</p> <p>3～13（略）</p>

(出資等のエクスポージャー)

第四十七条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、令第三条第七項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。

(重要な出資のエクスポージャー)

第四十七条の二 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している法人等(営利を目的とする者に限り、その他金融機関等(連結自己資本比率(第二条に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条及び次条において同じ。))を算出する場合にあっては第五条第七項第一号に規定するその他金融機関等をいい、単体自己資本比率(第十一条に規定する単体自己資本比率をいう。以下この条及び次条において同じ。))を算出する場合にあっては第十四条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。)を除く。)に係る出資(令第三条第七項第三号に規定する出資をいう。)(次項及び第百五十四条の二において「対象出資」という。)のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額(連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二条の算式における自己資本の額(以下この条及び第百五十四条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。))に十五パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十一条の算式における自己資本の額(以下この条及び第百五十四条の二の規定の適用がないものとして算出した

(出資等のエクスポージャー)

第四十七条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、令第三条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。

(重要な出資のエクスポージャー)

第四十七条の二 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している法人等(営利を目的とする者に限り、その他金融機関等(連結自己資本比率(第二条に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条及び次条において同じ。))を算出する場合にあっては第五条第七項第一号に規定するその他金融機関等をいい、単体自己資本比率(第十一条に規定する単体自己資本比率をいう。以下この条及び次条において同じ。))を算出する場合にあっては第十四条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。)を除く。)に係る出資(令第三条第五項第三号に規定する出資をいう。)(次項及び第百五十四条の二において「対象出資」という。)のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額(連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二条の算式における自己資本の額(以下この条及び第百五十四条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。))に十五パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十一条の算式における自己資本の額(以下この条及び第百五十四条の二の規定の適用がないものとして算出した

額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十四条の二第一項において同じ。）を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

2
(略)

額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十四条の二第一項において同じ。）を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

2
(略)